「販路開拓コーディネート事業アドバイザリー業務」 業務委託仕様書

1. 事業名称

販路開拓コーディネート事業アドバイザリー業務

2. 事業の目的

当財団では、市内中小企業の販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援するため、当財団職員が計画策定から実行支援までの伴走型支援を行う「販路開拓コーディネート事業」を実施している。

一方、企業が販路開拓や新事業への展開を図るにあたっての課題は複合的に関連しており、優先的に取り組むべき事項を絞り込めていない企業もある。また、技術革新の進歩や消費動向の変化に対応するためには、個別課題に特化した支援だけでなく、複数の支援策の組み合わせや他社との協業なども含め、幅広い選択肢から最適な支援を提供する必要がある。

そこで本業務では、高いノウハウを持つアドバイザーが当財団職員をフォローし、企業成長に向けた課題の抽出から計画策定及び実行を支援することにより、実効性の高い伴走型支援の提供を実現することを目的とする。

3. 業務内容

- (1) 事業者の業務内容
- ① アドバイザーの選定・派遣

事業者は、販路開拓コーディネート事業を適切にサポートできる豊富な知識、能力、経験・実績を有するアドバイザーを選定し、派遣すること。

アドバイザーは3名以上とし、業務責任者とそれを補佐、バックアップする業務担 当者を明確にすること。

② 事業全体の進捗管理

事業者は、連絡調整、全体スケジュールの管理のほか、アドバイザーが業務を実施するにあたって必要となる情報の提供や通信手段等のインフラ整備等を実施すること。

③ 実施報告

事業者は月1回程度、進捗報告を行うこと。またその際、サポート内容及びその結果についてまとめた事業完了報告書を提出すること。

(2) アドバイザーの業務内容

以下の業務により財団職員をフォローし、企業成長に向けた課題の抽出から計画策定 及び実行を支援すること。

- ① 支援対象企業(10社予定)の選定に対する助言(候補企業は当財団より提案)
- ② 支援対象企業の事業課題の把握・整理

- ③ 事業課題解決のための出口戦略の方向性や具体的手法等の企画・提案
- ④ 提案内容の実現に向けた企業支援
- ⑤ 上記①~④等を通じた当財団の人材育成・機能強化支援
- ⑥ その他、本業務遂行にあたって有効と考えられるもので協議のうえ実施に合意した もの

なお、支援対象企業への同行については、少なくとも1社あたり1回以上を条件として提案によるものとするが、協議のうえ、事業進捗に応じて柔軟に対応すること。

4. 事業期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

5. 成果物及び納入期限

(1) 成果物

事業完了報告書(PDFファイルにて提出)

(2)納入期限

令和6年3月31日(日)

6. 検査の完了

当財団による成果物の承認をもって検査の完了とする。

7. 業務上の留意点

- (1) 受託業務の遂行にあたり、知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないよう に注意すること。また、当財団が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に 使用したりしないこと。
- (2)業務遂行にあたっては、知的財産権等に十分留意すること。また、当財団の許可なく他に使用或いは公表してはならない。業務に係る権利関係について、受託事業者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、当財団と受託事業者双方が協議をし、これを処理すること。
- (4) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、神戸市個人情報 保護条例に準じて、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (5) 上記の留意事項に従わず、第三者から権利侵害の訴え、その他の紛争が生じた時に は、受託事業者の自己費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ当財団 に何らかの損害を与えた時には、その損害を賠償するものとする。
- (6) 受託事業者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当財団は契約金額以外の費用を負担しない。

- (7) 受託事業者は、支援企業の業態等に鑑みて、より実効的な業務遂行が可能であると 認められる場合には、本業務を再委託することができる。業務の再委託を行う場合 は、当財団に対し書面による承諾を得る必要がある。なお、再委託を行う場合は、 契約金額の50%以内の業務内容とする。
- (8) 受託事業者は、不測の事態により、定められた期日までに作業を終了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を当財団に連絡し、その指示を受けるものとする。この場合、受託事業者は、作業が困難となった事情を速やかに解決し、作業の遅れを回復するよう努めなければならない。
- (9) この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、当財団に帰属するものとする。

8. 成果物納品場所

公益財団法人 神戸市産業振興財団 ビジネス開発部

【所 在 地】神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階

【電話番号】078-360-3209

【電子メールアドレス】business@kobe-ipc.or.jp